

PRESS RELEASE



男性女性従業員ともに1ヶ月（4週間）以上の育児休暇を必須に 新しい育児休暇制度を4月1日より導入 ～男性従業員がより育休を取得しやすい環境へ～

パーティションで快適空間・機能空間を創造するメーカーのコマニー株式会社（本社：石川県小松市、代表取締役社長執行役員：塚本健太、以下コマニー）は、2022年4月1日より、新たな育児休暇制度として、男性女性ともに1ヵ月間（4週間）以上の育児休暇取得を必須とし、1ヵ月間（4週間）は賃金を支給する内容へと変更します。

当社では経営の理念にある「全従業員の物心両面の幸福」の考え方として、従業員一人一人の身体的・精神的・社会的なウェルビーイング（幸福・健康）を実現することを目指しており、男性の積極的な育児参加を促し、育児について理解・応援する職場風土を醸成させることで、ジェンダーに関わらず活躍できる環境が整備されいくと考えています。

これまで当社では、生後～1歳を養育する従業員は男女ともに任意の期間での育児休暇取得が可能でしたが、休暇時は収入が減ることから、男性従業員の年間での取得者や取得日数はごくわずかでした。この問題を解消する当社の新制度は「家庭での子育て」というかけがえのない経験・時間をより良いものにするために1ヶ月以上の休暇取得を必須にし、収入の心配がないように1ヶ月間（4週間）は賃金を支給する内容へと変更し、男性従業員でも取得しやすいように促進を図る制度としています。

従来の制度（～2022年3月）

対象：生後～1歳を養育する男女従業員

- 男女ともに任意の期間で育児休業の取得が可能
- 賃金の支給がない休業
- 休業日数により賞与に影響はあり
- 最大2回の分割取得が可能



新しい制度（2022年4月～）

対象：生後～1歳を養育する男女従業員

- 男女ともに1ヶ月間（4週間）以上の育児休業の取得が必須
- 1ヶ月間（4週間）は賃金を支給する休業
- 賞与に影響はなし
- 最大4回の分割取得が可能

■「イクキューの日」や「家族ミーティングシート」などサポート面も 充実させ従業員が取得しやすい環境づくりへ

育休を取得しやすい風土づくりとして、制度だけでなく、さまざまなフォロー体制も構築しています。たとえばチームの中で引継ぎを受け、育児休業中の業務をサポートした従業員については、評価の対象とします。また、家族ミーティングシート活用による家事分担のキッカケづくりの啓蒙や、毎月19日を「イクキューの日」として従業員がどの期間にどれぐらい取得しているのかを社内へ情報共有することで、従業員がより育児参加をしやすい環境を促していきます。

当社は、すべての従業員が仕事もプライベートもいきいきと過ごすことができる職場環境を築き、一人一人の人間性を尊重し、活躍の場を与えられる制度づくりと、常に明るく前向きに活動できる組織風土づくりに努めてまいります。

【本件のお問合せ】

コマニー株式会社 サステナビリティ経営推進部
TEL：0761-21-1201 FAX：0761-24-1901
担当：北村



<https://www.comany.co.jp>



facebook.com/comany.co.jp